

### 各種説明資料更新要否チェックリスト

※各種説明資料記載要領において提出日以後の更新を求める事項については、回答書等の文書で提出済みであれば、再提出は不要です。また、各種説明資料のすべてを更新いただく必要はなく、更新箇所のみ追加でご提出いただくことで足りるものとします。また、更新時には各種説明資料全体の再提出は不要で、該当箇所のみ文書提出で足りるものとします。

記載項目		更新が必要な場合	
<b>1.事業の内容について</b>			
	(3)業界の状況について	提出日以降に新たに記載すべき事項が生じた場合	<input type="checkbox"/>
	(4)許認可、免許及び登録等の状況について	同上	<input type="checkbox"/>
	(6)仕入、販売、外注等について	審査期間中に基準事業年度を変更する場合	<input type="checkbox"/>
<b>2.経営管理体制等について</b>			
	(2)監査（監査役監査、内部監査等）について	提出日から6か月を経過した場合	<input type="checkbox"/>
	(3)適時開示体制について	提出日以降に変更が生じた場合	<input type="checkbox"/>
	(6)リスク管理及びコンプライアンス体制について	提出日以降に新たに記載すべき事項が生じた場合	<input type="checkbox"/>
	(9)配偶者並びに二親等内の血族及び姻族の関係について	同上	<input type="checkbox"/>
	(10)役員等が実質的に所有している会社の事業内容等について	同上	<input type="checkbox"/>
	(11)オーナーが関与する会社等の状況について	同上	<input type="checkbox"/>
	(12)大株主の最近3年間における所有株式数及び持株比率の推移について	提出日以降に所有株式数に変動がある場合	<input type="checkbox"/>
	(13)ロックアップ等又は株主間契約の状況	提出日以降に新たに記載すべき事項が生じた場合	<input type="checkbox"/>

	合	
(14)他人名義での株式所有について	同上	<input type="checkbox"/>
(15)担保契約等の重要な契約について	同上	<input type="checkbox"/>
(16)資本業務提携契約の状況	同上	<input type="checkbox"/>
(17)関連当事者取引について	同上	<input type="checkbox"/>
(18)経営者が関与する取引について	同上	<input type="checkbox"/>
(20)従業員・労務の状況について	提出日以降に新たに記載すべき事項が生じた場合、又は審査期間中に基準事業年度を変更する場合	<input type="checkbox"/>
(21)投資ファンドの状況について	提出日以降に投資ファンドの新設（新設見込みを含む）を行った場合	<input type="checkbox"/>
<b>3. 過年度の業績及び今後の事業計画について</b>		
(1)最近2年間に終了する各会計年度における売上高等の変動要因	審査期間中に基準事業年度を変更する場合	<input type="checkbox"/>
(2)中長期経営計画及び年度予算の内容について	提出日以降に予算修正を行うなど内容に変更が生じた場合	<input type="checkbox"/>
(4)企業グループの損益、収支若しくは財政状態に重要な影響を与える事項について	同上	<input type="checkbox"/>